通常送達がなされない場合の送達

令和２年９月１８日
弁護士　有馬　明仁

★以下においては，細かい送達の手続は省略して，裁判所に提出する書面に主眼をおいて，説明をします。民事訴訟法（以下「法」といいます。）の条文にも細かく規定されているので，手続面もきちんと確認しておくのが望ましいです。

１　種類

①休日送達
※平日に仕事をしている被告の場合，有効な場合はあります
②就業先送達（法１０３条２項）
③付郵便送達（法１０７条）
④公示送達（法１１０条）

２　付郵便送達(③)

(1) 書留郵便に付する送達の上申書
(2) 受送達者の送達場所に関する調査報告書（＝居住状況についての詳細な調査報告書)
ア　住所等に出向いた際に，本人と出会ったときの状況，聴取内容
イ　本人に出会わなかった場合
(ア)受送達者の親族，近隣の複数の者，マンション，アパートの管理人等からの聴取内容
(イ)受送達者が居住している建物の状況
・表札，郵便受け箱等の有無や状況
・電気，ガス等の使用状況（検針器の動き）
・昼間のカーテンの開閉，洗濯物の有無，夜間の照明など
※報告書には就業場所が判明しない旨を必ず明記する必要あり
(3) 住民票または戸籍の附票

３　公示送達（④）
(1) 公示送達の申立書
(2) 詳細な居住状況の調査報告書・・・２(２)と調査する事項は同じ
※転居先や就業場所が判明しない旨を必ず明記する必要あり
cf) 被告が法人の場合には，代表者の所在地及び法人の事務所または営業所の所在地が判明しないことを明記しなければならない可能性が高い
(3) 住民票または戸籍の附票

以上